

太田市告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定により公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のように委託したので、同条第2項及び太田市財務規則（平成17年太田市規則第73号）第45条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年4月18日

太田市長 穂積 昌信

- 1 公金事務の委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称、住所又は事務所の所在地

- (1) 名称 一般財団法人太田市文化スポーツ振興財団
- (2) 所在地 群馬県太田市浜町2番35号

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

太田市美術館・図書館施設使用料、観覧料

- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和7年4月1日

- 4 法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和7年4月1日